

横浜市 教育評価の手引

～子ども自身の向上のため、教育の改善のため～

小学校・中学校・高等学校
盲学校・ろう学校・養護学校

平成13年度

横浜市教育委員会

目次

I	横浜市教育評価の手引の改訂について	1
1	改訂の趣旨	1
2	改訂の経緯	1
3	評価改善の課題	2
	(1) 成長課題の実現状況及び学習状況を明らかにすること	2
	(2) 子どもを支援し成長を促す評価を大切にすること	3
	(3) 学校の教育活動を見直し、教育の実践に生かすこと	3
4	改訂の重点	3
	(1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の重視	3
	(2) 個人内評価の重視	3
	(3) 学校の自主性・自律性の重視	4
II	「生き方の教育」の推進と評価	5
1	「生き方の教育」における評価の基本的な考え方	5
	(1) 成長課題の実現を支援する評価	5
	(2) 三つの基礎・基本と観点別学習状況の評価	5
	(3) 個人内評価について	7
	(4) 学習の総合化と評価	7
2	「生き方の教育」における評価方法の工夫と改善	7
	(1) 成長課題の実現につながる評価方法の工夫と改善	7
	(2) 三つの基礎・基本と評価方法の工夫と改善	8
	(3) 「学習の総合化」における評価方法の工夫と改善	9
3	評価計画の作成	9
	(1) 学校教育目標と教育課程の評価	9
	(2) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の手順	10
	(3) 子どもや保護者に開かれた評価	12
4	小学校における評価の特質	13
	(1) 各学校で作成する評価計画	13
	(2) 評定について	13
	(3) 個別支援学級における評価	14
5	中学校における評価の特質	14
	(1) 必修教科の具体的な評価	14
	(2) 選択教科の評価	15
	(3) 個別支援学級における評価	16
6	高等学校における評価の特質	16
	(1) これからの高等学校の評価に求められること	16
	(2) 高等学校における評価の基本的な考え方	16
	(3) 高等学校における評価の改善	18
7	盲・ろう・養護学校における評価の特質	19
	(1) これからの盲・ろう・養護学校の教育に求められること	19
	(2) 評価の基本的な考え方	20
	(3) 評価方法改善の視点	21
	(4) 各障害における評価の改善の視点	24

III 総合的な学習の時間の評価	29
1 総合的な学習の時間の評価に求められているもの	29
2 総合的な学習の時間の評価の基本的な考え方	29
(1) 生き方基礎・基本や学び方の基礎・基本を中心とした評価	29
(2) 観点及びその趣旨を定めた評価	29
(3) 一人ひとりの学習の過程を一層重視した評価	29
3 評価計画作成の手順	30
(1) 観点及びその趣旨の設定について	30
(2) 評価規準作成の手順について	30
4 評価方法の工夫	30
(1) 自己評価や相互評価の活用	31
(2) 多様な評価方法の工夫	31
(3) 多様な視点からの多面的な評価	31
(4) 評価時期の工夫	31

IV 教育課程の実施状況から見た学校の自己点検・自己評価の推進	32
1 学校評価の意義	32
(1) 学校評価の必要性	32
(2) 横浜市の学校評価の研究と実践	32
(3) これからの学校評価の基本的な考え方	33
2 学校の自己点検・自己評価	34
(1) 学校教育活動の評価と学校経営の評価	34
(2) 学校教育活動と学校経営の評価の観点	35
(3) 評価の実施	36
3 学校評価の「まち」への発信	39
(1) 学校評価の「まち」への発信の必要性	39
(2) 「まち」への情報発信と「まち」からの情報収集	39
(3) 学校評価への活用	39

V 小学校・中学校・高等学校における各教科等の具体的な評価

【小学校】			
(ア) 国語	— 40	(イ) 社会	— 52
(カ) 生活	— 80	(ウ) 算数	— 62
(ク) 体育	— 124	(エ) 理科	— 72
(コ) 音楽	— 92	(オ) 家庭	— 114
(ケ) 道徳	— 133	(カ) 図画工作	— 104
(キ) 特別活動	— 143	(キ) 家庭	— 114
(ク) 個別支援学級	— 153	(ク) 特別活動	— 143
【中学校】			
(ア) 国語	— 163	(イ) 社会	— 172
(カ) 音楽	— 201	(ウ) 数学	— 181
(ク) 外国語	— 242	(エ) 理科	— 191
(コ) 美術	— 210	(オ) 保健体育	— 220
(ケ) 道徳	— 252	(カ) 技術・家庭	— 232
(キ) 特別活動	— 261	(ク) 特別活動	— 261
(ク) 個別支援学級	— 271	(シ) 個別支援学級	— 271
【高等学校】			
(ア) 国語	— 281	(イ) 地理歴史	— 283
(カ) 理科	— 289	(ウ) 公民	— 285
(ク) 家庭	— 303	(エ) 数学	— 287
(コ) 工業	— 310	(オ) 芸術	— 296
(ケ) 商業	— 312	(カ) 外国語	— 300
(キ) 特別活動	— 317	(ク) 情報	— 315

委員名簿

平成14年度 教育課程運営・改善研究協議会 小学校 総務

「生き方の教育」を推進する教育課程の運営・改善と評価
基礎・基本の確実な定着を図る学習をめざして
～個に応じた指導と評価の改善～

次 第

- 9:45 ○ 開 会
あいさつ
教育委員会
運営・改善研究委員会 総務委員会 委員長
- 10:00 ○ 教育課程の実施に当たって
- 10:20 I 基礎・基本の定着を図る
1 学力と基礎・基本
2 個に応じた指導の在り方
- 11:50~13:00 【 昼食・休憩 】
- 12:45 受 付
13:00 II 指導と評価の一体化
1 評価観の転換
2 評価についての基本的な考え方
3 目標に準拠した評価と個人内評価の実施に向けて
- 【 休 息 】
- 14:15 III これからの学校評価
1 学校評価の意義
2 学校の自己点検・自己評価
3 学校評価にかかわる情報発信・情報収集・情報活用
- 16:15 ○ 研究協議
閉 会

平成14年8月20日(火) 関内ホール

横浜市教育課程運営・改善研究委員会 総務委員会

平成14年度
教育課程運営・改善研究協議会
中学校 総務

「生き方の教育」を推進する教育課程の運営・改善と評価
基礎・基本の確実な定着を図る学習をめざして
～個に応じた指導と評価の改善～

次 第

- 9:40 開 会
○ あいさつ
教育委員会
運営・改善研究委員会 総務委員会委員長
- 9:55 ○ 「教育課程の実施に当たって」を含む
- 10:15 I 基礎基本の定着を図る
1 学力と基礎・基本
2 個に応じた指導の在り方
- 11:00 II 指導と評価の一体化
1 評価観の転換
2 評価についての考え方
3 目標に準拠した評価と個人内評価の実施に向けて
4 評定へのアプローチ
- 12:15～13:15 <昼食休憩>
- 13:00 受 付
- 13:15 III 選択教科
1 新よこはま教育プランと選択教科
2 アンケート結果からみた選択教科の取組
3 選択教科の指導と改善に向けて
4 実践例
- 14:45 < 休 息 >
- 14:55 IV これからの学校評価
1 学校評価の意義
2 学校の自己点検・自己評価
3 学校評価にかかわる情報発信・情報収集・情報活用
- 16:25 ○ 研究協議
開 会

平成14年8月19日(月)

教文センターホール

横浜市教育課程運営・改善委員会 総務委員会

『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」の設置について

ゆめはま教育プランに示された「まち」とともに歩む学校づくりをめざし、横浜市の各小中学校では、これまでもさまざまな形で地域住民の方々との交流を進めてきました。このような流れを汲み、14年度から始まった新しい教育課程や完全学校週5日制への対応をよりの確にすすめていくために、学校はこれまで以上に地域との連携を深めていく必要があります。

そのため、各校に『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」を設置し、学校運営等に関することについて、「まち」の人たちと学校が多様な意見交換を行うことにより、わたしたちの「まち」の学校づくり、わたしたちの「まち」の活動拠点としての学校づくり、など横浜の新たな学校づくりを一層推進していきます。

1 名 称

教育委員会の事業名は『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」とします。
各学校で設置する懇話会は、学校ごとの適切な名称とします。

2 位置付け

横浜市における開かれた学校づくりのため、地域の方々に学校の状況をお知らせし、相互に意見交換を行う場として設置します。

3 組 織

(1) 構成メンバーは、地域組織のほか各種団体、保護者、有識者、他の教育関連機関、学校施設利用団体（はまっ子ふれあいスクール運営委員会、学校開放運営委員会など）等から校長が委嘱します。

(2) 必要に応じて、役職を置くことは可能です。

(3) 各学校ごとに設置します。（隣接する学校同士での共同開催も可能です）

(4) 類似の組織が学校におかれている場合には、その活用も考慮したうえで設置します。

4 活動内容

次の各号に定める事項について意見交換等を行います。

(1) ゆとり・活力・魅力ある学校づくりに関すること

(2) わたしたちの「まち」の学校づくりに関すること

(3) わたしたちの「まち」の活動拠点としての学校づくりに関すること

※例：学校管理運営や教育計画についての情報提供及びそれに対する意見や要望の聴取。

学校の教育活動に対する保護者や住民のボランティア活動等協力依頼。不登校などの課題に対する相互協力についての意見交換。はまっ子ふれあいスクールや学校開放など学校施設利用に関わる意見交換。

5 運 営

(1) 開催回数、開催方法、討議事項については、各学校で適切に定めます。

(2) 必要経費は既定の学校配当予算で対応します。

(3) 懇話会の内容等を、学校だよりや学校ホームページ等で積極的に広報します。

6 設置時期

平成14年度中に設置します。

